

山LP協第 109 号
令和5年12月28日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 床西 悟 (印略)

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を
改正する規定案に対する意見募集について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

改正案は、充填容器等の転落、転倒等を防止する措置(移動)【液石則例示基準】において、充填容器等にて高圧ガスを移動させる場合の転落、転倒等を防止するための措置の内容の明確化及び充足化を図るものとなっています。

会員事業所におかれましては、本改正にご意見がある場合は、ウェブサイトの意見提出フォームによりご提出(令和6年1月29日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する
規定案に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、e-GovのWebサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ウェブサイトの意見提出フォームによりご提出（令和6年1月29日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいようお願いいたします。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223072&Mode=0>



○主な概要

充填容器等は、車両の荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載することとなっております。ただし、例示基準に掲げるいずれかの措置を講じた場合は、上述の措置に限らず積載することができます。

今回の改正では、前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の間隙をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、例示基準で示されたいずれかの措置を講ずることが案として示されました。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：森、橋本、國坂